令和８年（フ）第４２７号
滋賀県高島市新旭町北畑三丁目４番地４　北畑団地７号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３５号
大津市螢谷５番34号、前住所滋賀県草津市西渋川２丁目10番29号　西田ハイツＡ　３号
債務者　澤田　五雄
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６０号
大津市音羽台８番１―301号
債務者　武田　美春
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８８号
滋賀県彦根市後三条町376番地６（Ｄ号）、前住所東京都練馬区桜台６丁目18番27号
債務者　川野　洋志
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６６号
滋賀県長浜市長田町116番地26
債務者　藤井　心希
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１０４３号
神戸市長田区真野町３番23―１号　ルネッタ新長田Ｂ棟101号、従前の住所神戸市須磨区神の谷７丁目８番26号　ウイング須磨403号室
債務者　地引　駿介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―401号
債務者　宮崎　妙子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第９２号
広島県呉市東中央４丁目５番11号
債務者　門脇　美羽
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２７号
広島県呉市押込５丁目11―５―202、住民票上の住所広島県江田島市大柿町大原73番地
債務者　向井　寛
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２７７号
広島県福山市大門町大門532番地シティハイツ大門Ｂ102
債務者　岡田　寛美（旧姓大町・西島）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２８２号
徳島県徳島市川内町小松西88番地　ジュネス・ウェール８号室
債務者　岡　　祐里
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６号
徳島県阿南市富岡町寿通８番地５
債務者　南谷　広子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第１９２４号
福岡市東区香椎浜２丁目３番５―308号　市営香椎浜団地
債務者　林田　恭将
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９５９号
福岡市早良区田村３―５―15　レオパレスエミネンス104号室、住民票上の住所福岡市早良区四箇田団地５番904号
債務者　田川　良輝
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９６０号
福岡市早良区四箇田団地５番904号
債務者　田川智恵子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１４号
福岡県筑紫野市大字筑紫841番地３　アベニュー筑紫201号
債務者　宮原　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７３号
福岡県糸島市曽根230番地６
債務者　日高　繁弘
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部